

令和7年度名瀬クリーンセンター運営管理業務（長期継続契約）に関する質問事項への回答

令和6年12月20日 受付分

No.	質 問 事 項	回 答 内 容
1	<p>【公告文章／P2（8）ア】</p> <p>奄美市内に支店・営業所を有する企業又は本業務契約後に速やかに、奄美市内に支店・営業所を設置できる企業とありますが、</p> <p>①登記手続きは不要としてよろしいでしょうか？</p> <p>②また、支店・営業所を設置するに当り、貴組合の敷地内のスペースを無償で借用させて頂き、その場を以て支店若しくは営業所とさせて頂くことは可能でしょうか？</p>	<p>①登記手続きは不要です。</p> <p>②無償貸与、その場を以て支店もしくは営業所等とすること、共に可能です。</p> <p>法人住民税や法人事業税等を納税出来る体制を速やかに手配してください。</p>
2	<p>【要求水準書／P20 第4節 1】</p> <p>台風水害等により発生する家屋等の古木材・家具との災害廃棄物</p> <p>①災害規模を想定し、処理時間延長による人件費や処理量増加による薬品費を見積もることは困難です。激甚災害指定となった場合も含め、費用負担の考え方について、ご教示をお願いいたします。</p>	<p>奄美大島は毎年必ずと言ってよいほど風水害等によるり災ごみが発生しております。</p> <p>その際に発生した災害廃棄物を想定しております。</p> <p>「表2 実績ごみ搬入量」には風水害等によるり災ごみも含まれているため、そちらから費用負担を考えてください。</p> <p>また、激甚災害に指定されるような災害による処理費用の増加に関しては別途協議と考えております。</p>

3	<p>【要求水準書／P21 表2】</p> <p>①R3年度～R5年度の可燃ごみ及び汚泥の搬入量をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>②可燃ごみの焼却量について、R5年度がR4年度に比べ1,300t減少しておりますが、どのような理由かご教示をお願いいたします。</p> <p>③汚泥の焼却量について、R4年度がR3年度に比べ、ほぼ倍増しておりますが、どのような理由かご教示をお願いいたします。</p> <p>④浸出水処理施設の流入量について、R5年度が昨年度以前に比べ、極端な減少となっておりますが、どのような理由かご教示をお願いいたします。</p> <p>⑤浸出水処理施設の薬品使用量について、燐酸がどの年度もゼロと記載がありますが、他の薬品類も使用がないと読み替え理解でよろしいでしょうか。使用があれば使用量をご教示をお願いいたします。</p> <p>⑥最終処分場搬入量のうち、その他の項目の具体的内容について、ご教示をお願いいたします。</p>	<p>①大島地区衛生組合にて閲覧可能です。</p> <p>②収集ごみの搬入量が減少したことが考えられます。</p> <p>③以下の要因が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家が堆肥として利用していたが利用が減ったために、搬入量が増えた。 ・奄美市がバイオマス事業で汚泥を活用することになり、残渣を焼却処理するため、搬入量が増えた。 <p>④誤記です。 誤：3,779m³ → 正：37,779m³。</p> <p>⑤大島地区衛生組合にて閲覧可能です。</p> <p>⑥帳票システムが固化灰・焼却不燃物・破碎不燃物以外をその他としてカウントしているとの想定で考えると、焼却鉄・破碎可燃物等が考えられます。</p>
4	<p>【要求水準書／P22 2】</p> <p>本件参加者の公平性な観点から、設計条件をご教示お願い致します。</p>	<p>平成9年3月（建設当初）にプラントメーカーである三井造船（株）より提出された運転要領書に記載されている設計条件となっております。</p>
5	<p>【要求水準書／P24 (8) 作業環境】</p> <p>最低限必要な作業場所の数および測定点数をご教示お願い致します。</p>	<p>大島地区衛生組合にて閲覧可能です。</p>

6	<p>【要求水準書/P24 7 (1)】</p> <p>本件参加者の公平性な観点から、薬品類・セメント・油脂類・流動砂の過去3年間の納入実績をご教示お願いいたします。</p> <p>また、製品名・銘柄・形状等の仕様についての実績もご教示お願いいたします。</p>	大島地区衛生組合にて閲覧可能です。
7	<p>【要求水準書/P24 7 (2)】</p> <p>専門職を要する点検，交換作業，法定点検，定期点検とありますが、具体的に専門職を要する点検、交換作業、法定点検、定期点検とは何が該当するのでしょうか。</p>	<p>ごみ処理施設を安定稼働するために必要な点検・作業と考えてください。</p> <p>第4章 保守点検業務、第6章 修繕業務が該当すると考えております。</p>
8	<p>【要求水準書/P27 (2) イ (イ)】</p> <p>ホイールローダーと記載がありますが、資格免許に違いがありますので確認させていただきますが、ショベルローダーの使用はないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みの通りです。
9	<p>【要求水準書/P27 (2) イ (ウ)】</p> <p>プレス製品を場外搬出するのは委託者側負担との理解でよろしいでしょうか。</p>	プレス製品を含めた有価資源物の場外搬出は委託者側の負担となります。
10	<p>【要求水準書/P30 (7)】</p> <p>年末特別受入期間は承知しておりますが、ごみ受入補助業務の概要について、ご教示お願いいたします。</p>	<p>年末3日間は搬入台数が平時の3倍以上になるため、場内が非常に混雑します。混雑解消のために以下を現時点でのごみ受入補助業務と考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入ごみの監視 ・搬入ごみ置場への案内 ・場内の誘導
11	<p>【要求水準書/P31 (8) ウ】</p> <p>要員確保の観点から見学者の実績（人数・団体数・団体名）を月別にご教示お願いいたします。</p>	<p>見学者の案内等の対応は委託者が担当します。</p> <p>クレーン操作等を見学する際に見学者からの質問への回答等を見学者対応補助と考えており、見学時に同行して頂くことは想定しておりません。</p>

12	<p>【要求水準書／P32 第1節 (1) 】 各種機器の耐用年数の経過年数をご教示お願い致します。</p>	大島地区衛生組合にて閲覧可能です。
13	<p>【要求水準書／P32 第1節 (1) (ア) 】 業務開始時は運転機能を完全に発揮できている状態にさせていただいているとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>カタログスペックである「50 t /16 h」のごみ処理能力の状態を100%とすると、建設後6年目以降は90%を切り、現在は70%程度の状態で運転しております。</p> <p>この質問が「運転機能を完全に発揮できている状態」＝「新設時と同等の状態」と捉えているならば、完全には発揮出来ていないと考えてください。</p>
14	<p>【要求水準書／P33】 第1節 調達業務 薬品類、燃料及び運転管理を良好に行うために必要なその他すべての消耗品などの調達、受入対応、数量、品質、使用量及び在庫量などの管理を行い、費用についても受託者の負担により実施する。</p> <p>【要求水準書／P40 別紙1 表3 】 本件施設の燃料の調達費用は委託者の負担と記載されています。</p> <p>【要求水準書／P43 別紙1 表4 】 本件施設内で使用する車両、重機に使用する燃料の調達は委託者の負担とし、本件施設の薬品・上記以外の燃料の管理・調達は受託者の負担</p> <p>p33では燃料の調達費用は受託者負担、p40では委託者の負担、p43では受託者の負担と記載されています。どちらが正しいのでしょうか、ご教示お願いいたします。</p>	<p>薬品は全て受託者負担です。</p> <p>燃料の費用負担は基本的に委託者だと考えております。</p> <p>P40 別紙1 表3 本件施設の燃料：昇温、火入れ等に使用する灯油、コンプレッサーの定期整備時に使用する代替コンプレッサーの燃料として使用する軽油等 →委託者負担</p> <p>P43 別紙1 表4 本件施設内で使用する車両、重機：処分場へ運搬時に使用するトラック、粗大の粗破碎時や処分場で使用するコンボの燃料として使用する軽油等 →委託者負担</p> <p>上記以外の燃料：自社の用事で使用する車のガソリン等 →受託者負担</p>
15	<p>【要求水準書／P33 2 】 総額30,000千円は消費税抜きとの理解でよろしいでしょうか。</p>	消費税込みの価格です。

16	<p>【要求水準書／P33】 第1節 調達業務</p> <p>なお、次の商品を受け入れる際は、その商品の使用効果を判断するための分析を行い、その結果を委託者に報告するものとする。分析方法と分析サイクルについては、予め委託者と協議のうえ承認を得るものとする。① 飛灰用重金属固定剤 ② 冷却水処理剤</p> <p>1) 飛灰処理物の排出基準及び冷却水の水質確保が受託者の負担であることを前提とした上で、薬品類の費用負担は受託者の負担となっているにもかかわらず、① 飛灰用重金属固定剤及び ② 冷却水処理剤について商品を受け入れる際は、分析を行い使用効果を判断する理由をご教示お願いいたします。</p>	<p>毎年、飛灰用重金属固定剤の溶出試験結果報告書と冷却水処理剤の試験報告書を薬品業者から提出して貰っています。</p> <p>今後も環境への影響等を考慮して、毎年分析結果の提出をお願いします。</p>
17	<p>【要求水準書／P33】 第1節 調達業務</p> <p>受託者が調達する薬品については、委託者の銘柄の指定があるのか、ご教示をお願いいたします。</p>	<p>銘柄の指定はありません。</p>
18	<p>【要求水準書／P33 3 (1) 】</p> <p>①委託者が保有し受託者に無償で貸与できる車両・重機の車種・型式・仕様を、ご教示お願いいたします。</p> <p>②委託者が付保する損害保険の対象範囲を、ご教示お願いいたします。</p> <p>③委託者がリース契約し受託者に無償で貸与できる車両・重機の車種・型式・仕様および、現在のリース期間を、ご教示をお願いいたします。</p>	<p>①③大島地区衛生組合にて閲覧可能です。</p> <p>②委託者所有及び委託者にてリース契約している車両・重機は「対物・対人・車両」に対して任意保険をかけております。</p> <p>金額等を含めた保険内容を知りたいという事でしたら、大島地区衛生組合にて閲覧可能です。</p>

19	<p>【要求水準書/P37】 別紙1 表1 調達費用の増大 委託者が指定した調達物の価格変動による調達費の増大の負担は委託者とありますが、指定した調達物とはどのようなものでしょうか、具体的にご教示お願いいたします。</p>	<p>一例ですが、No.14で回答した通り基本的に燃料は委託者負担と考えています。そのため、委託者負担の燃料費が増大した場合を想定しております。</p>
20	<p>【要求水準書/P37】 別紙1 表1 調達費用の増大 計画修繕費の増大、調達費用の増大について、「上記以外による調達費の増大」は委託者負担と記載ありますが、上記以外とはどのようなものを想定されているのか具体的にご教示をお願いいたします。</p>	<p>負担区分を想定できる項目は上記に記載している対象項目で殆どであり、それ以外については想定を行うのは困難であったため委託者負担としております。</p>
21	<p>【要求水準書/P38】 別紙1 表2 揚水ポンプの設備機能 川の底さらい、流木、枯れ葉等の除去清掃作業は受託者負担とありますが、 ①揚水ポンプの設置場所、除去清掃作業の作業範囲と面積が不明のため、ご教示をお願いいたします。 ②周辺状況が不明のため、状況がわかる写真や図面などを、ご教示お願いいたします。 ③流木は大小様々の大きさのものがああります。どの程度の大きさのものを対象とお考えでしょうか。 ④特に豪雨や土砂崩れが発生した場合は、多量の流木が流れてくるものと推測します。このような場合でも、受託者の負担となるのでしょうか。 ⑤揚水ポンプ・配管以外の設備機能の確保は受託者負担とありますが、揚水ポンプ・配管以外の設備とは、どのようなものか具体的にご教示をお願いいたします。</p>	<p>①、②大島地区衛生組合にて閲覧可能です。 ③基本的には全てが対象と考えております。 ④費用負担の考え方は以下の様と考えております。 自社職員で対応可能→簡易修繕 専門業者に依頼（500千円未満）→小規模修繕（18,000千円枠内） 専門業者に依頼（500千円以上）→委託者が発注する計画修繕 除去作業は基本的には委託者ではなく受託者が担当する業務であるという認識で受託者負担としております。 ⑤揚水ポンプの現場盤等が考えられます。 揚水ポンプの交換や配管の交換等は500千円以上の費用が発生すると予め予想されるため委託者負担としておりますが、簡易修繕や小規模修繕で対応可能なレベルの修繕は受託者と考えております。また、正常運転しているかどうか日々の確認は受託者でお願いします。</p>

22	<p>【要求水準書／P39】 別紙1 表3 保守点検</p> <p>保守点検に関する工具費及び消耗品類の管理・調達費用は受託者の負担とありますが、現状の工具リスト、予備品・消耗品リストをご教示お願いいたします。</p>	大島地区衛生組合にて閲覧可能です。
23	<p>【要求水準書／P39】 別紙1 表3 修繕</p> <p>定期修繕業務、小規模修繕と法定点検について、各業務の境界線が曖昧ではないかと思われます。また、消耗品類の手配についても、どの業務にて手配するのか。また、消耗品を使用した場合、どちらの業務で使用したのか等、実績管理と費用精算などが非常に煩雑になるものと懸念されます。</p> <p>過去の3年分の定期修繕業務、小規模修繕と法定点検の実績と予備品・消耗品の使用実績のご教示をお願いいたします。</p>	大島地区衛生組合にて閲覧可能です。
24	<p>【要求水準書／P41】 別紙2 表4 について</p> <p>全体運営計画の作成については受託者負担とありますが、計画を作成する上で継続性が必要ですので、過去3年分の運営実績のデータのご教示をお願いいたします。</p> <p>年間のごみ処理計画と実績（1炉運転日数、2炉運転日数、各炉の処理量、各炉の整備日数、停電日数、共通設備の整備日数、ごみピット残量の推移、他）。また、1年間の全体行程表のご教示をお願いいたします。</p>	大島地区衛生組合にて閲覧可能です。

25	<p>【要求水準書/P41】 別紙2 表4 について</p> <p>全体修繕計画及び年間修繕計画の作成は受託者負担となっています。定期整備業務は本契約とは別契約となっているにもかかわらず、定期整備業務を受託している受託者と運転管理業務の受託者が同一であれば全体修繕計画の作成は可能と思われますが、運転管理業務と定期整備業務の受託者が同一でない場合は、過去の設備状況及び現在の設備状況（整備履歴、不具合状況、劣化状況等）が不明のため、作成することは極めて困難と判断されます。受託者の負担とする理由と作成できる根拠についてご教示をお願いいたします。</p>	<p>修繕に関して以下の4パターンだと考えております。</p> <p>①簡易修繕 ②小規模修繕（単価500千円未満） ③委託者が発注する計画修繕（単価500千円以上） ④定期整備</p> <p>①、②、③の修繕計画を 全体→閉鎖予定までの約10年間 年間→1年間 で作成するため受託者負担としております。 ④は含まれておりません。</p>
26	<p>【要求水準書/P44】 別紙2 表1 法定点検について</p> <p>クレーン法定検査・・・クレーンのごみと直接接触すること及びON/OFF運転が頻繁に行われる機器です。そのため、ワイヤーロープの素線切れ・キンク、電磁接触器の損傷、バケット損傷や摩耗のリスクが高い機器です。一般的には、毎年の専門メーカーによる自主点検整備を行い、性能を維持しつつ2年に1回の法定検査（性能検査）を行います。毎年の自主点検整備は定期修繕業務として委託者の負担として理解してよろしいでしょうか。また、定期修繕に必要な交換部品は、委託者の手配として理解してよろしいでしょうか。</p> <p>したがって、クレーンの法定検査とは、性能検査を受検するための受験申請及び申請費用の支払いと当日の荷重試験に伴うクレーン操作を行うこと等と理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>

<p>【要求水準書/P44 別紙2 表1】</p> <p>①排ガス・ダイオキシン測定検査において、ダイオキシン類が年1回となっておりますので、ばい煙量等についても方系列で年6回、両系列で年12回との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②熱灼減量分析の最低限必要な回数として、各系年4回（計8回）、あるいは各系の混合で年4回のどちらの記載と読み取ればよろしいでしょうか。また、環整95号の月1回以上に準拠しない理由をご教示お願い致します。</p> <p>③クレーン法定検査は年2回ですが、2025年度が実施年度と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>27 ④自家用電気工作物の年次点検について、精密点検とは停電年次点検と読み替える理解でよろしいでしょうか。であれば、その間2年は無停電点検の年次点検との理解でよろしいでしょうか。また、精密点検は3ヵ年のどの年度になる予定でしょうか。</p> <p>また、電気設備は、停電作業を伴うため、実施できる日にちが限定されます。そのため、一般的には、点検と併せて必要個所の整備（部品交換含む）も実施していきます。この場合の整備は、定期修繕の範疇と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、点検時に不具合が見つかった場合の修繕は、小規模修繕に該当するのでしょうか。定期修繕業務の範囲でしょうか。ご教示をお願いいたします。</p>	<p>①片系で年6回、両系で年12回となります。</p> <p>②片系で年4回、両系で年8回となります。</p> <p>また、準拠していない理由としては、誤記です。 誤：年4回 → 正：月1回</p> <p>③2024年度（R6年度）に実施しました。次回は2026年度（R8年度）予定です。</p> <p>④自家用電気工作物点検は現在、無停電点検を月1回、停電点検を年1回実施しております。</p> <p>精密点検と停電年次点検は別点検です。 ※自家用電気工作物点検に関して委託者と点検業者の間でR7年度まで契約済です。受託者はR8、9年度の考慮をお願いします。</p> <p>また、精密点検はR9年度実施予定です。</p> <p>修繕に関して以下の4パターンだと考えております。</p> <p>①簡易修繕 ②小規模修繕（単価500千円未満） ③委託者が発注する計画修繕（単価500千円以上） ④定期整備</p> <p>受託者のスキルや修理費の関係で①～③のどれかに振り分けられると考えて居ります。</p>
--	---